

# 食育・地産地消活動における食材費補助実施基準

食育・地産地消活動における食材費補助の適性化を図るため、その実施基準を次のように定める。

## 記

- ・ 参加者が10人以上のイベントを対象とする。
- ・ 補助対象者1人あたりの食材費補助額は、700円を上限とする。ただし、食材費補助額合計の上限は30,000円とする。
- ・ 開催場所について、個人宅は対象外とする。
- ・ 申請書は、活動予定日の10日前までに小林市役所農業振興課食育・地産地消担当に提出しなければならない。
- ・ 申請者は、活動中の写真及び参加者名簿を実績報告書に資料として添付しなければならない。(写真は、料理に使用するすべての食材の産地がわかる写真、料理の工程、完成した料理、すべての参加者が写っていること。参加者名簿は、参加者写真の人数及び実績報告書の人数と一致すること。)
- ・ 同申請者がこの補助を活用できる回数は、年間1回限りとする。
- ・ レシートを提出し、使用した食材が地産地消に寄与する取り組みであることがはっきりわかるようにする。
- ・ 食材は、原則として市内で生産されているものを対象とし、市内のものが無い場合は県内のものも可能とする。(調味料については補助対象外。)
- ・ 上記記載の写真・レシートの写し等、必要なものが1つでも欠ける場合は食材費補助の対象外とする。

以上

平成31年4月1日作成  
令和元年5月29日更新

小林市役所 農業振興課